

ギャンブル等の のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は病気です。特定の行動をコントロールする脳の機能が弱くなり、自分の意思ではやめられない状態になってしまっています。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等ののめり込みによる借金と思われる場合、ギャンブル問題に詳しい医療・相談機関（全国の保健所・精神保健福祉センター等）に相談の上、借金返済の相談を進めましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

■問い合わせ先

全国の保健所・精神保健福祉センター
<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/mhcenter.html>



- ・(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 03-3555-1725
- ・(NPO)全国ギャンブル依存症家族の会 090-1404-3327
- ・GA(ギャンブラーズ・アノニマス)【当事者】 046-240-7279
- ・ギャンノン【家族・友人】 03-6659-4879

依存症の基礎知識や具体的な
取組みなどは厚生労働省の
ホームページをご覧ください。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>

厚生労働省 依存症 検索

貸付自粛制度について

- 浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会（全国銀行個人信用情報センター）に登録することで、貸金業者などからの新たな借入を自粛する制度です。
※申告できるのは原則ご本人のみです。
- 日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。



■問い合わせ先

日本貸金業協会
 貸金業相談・紛争解決センター
0570-051-051 (ナビダイヤル)
<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター
0120-540-558 (フリーダイヤル)
03-3214-5020 (携帯電話・PHSから)
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



家計のお悩み 相談してみませんか？



借入れ・ローンの返済などにお困りの方、
こちらのリーフレットをご覧ください

金融庁
 Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手を出さないで。

正規の貸金業者とは、国(財務局)・都道府県で貸金業登録を受けています。

※ SNSなどを通じた個人間でお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会WEBサイト
https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、 毅然とした態度で、 無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を与えることとなります。



もし被害にあってしまったら 一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、「日本貸金業協会」、「都道府県庁の相談窓口」、「消費生活センター」、「警察」などにすぐに連絡してください。



お住まいの各市区町村でも相談を受け付けています

詳しい連絡先は金融庁のホームページなどをご覧ください。

URL:<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



金融庁 多重債務

検索

一般消費者向け相談窓口

関東財務局 甲府財務事務所	055-253-2269
山梨県県民生活センター	055-235-8455
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス山梨	0570-078326
山梨県弁護士会 法律相談センター	055-235-7202
山梨県司法書士会	055-253-6900

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
山梨県司法書士会	055-253-6900

■ 法テラスについて ■

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

お住まいの市区町村でも相談を受け付けています。

甲府市	甲府市消費生活センター	055-237-5309
富士吉田市	富士吉田市消費生活センター	0555-22-1577
都留市	市民部 市民課 市民窓口担当	0554-46-0170
山梨市	商工労政課 商工労政担当	0553-22-1111内線2363
大月市	市民生活部 市民課 生活環境担当	0554-23-8023
韮崎市	産業観光課 商工観光担当	0551-22-1111 (内線214・216)
南アルプス市	南アルプス市消費生活センター	055-282-7323
北杜市	総務部 総務課 総務担当	0551-42-1311
甲斐市	甲斐市消費生活センター	055-276-5002
笛吹市	笛吹市消費生活センター	055-261-0324
上野原市	市民部 生活環境課 生活環境担当	0554-62-3114
甲州市	市民生活課 市民生活担当	0553-32-5068
中央市	総務課 総務行政担当	055-274-8511
市川三郷町	商工観光課 商工係	055-240-4157
早川町	振興課 振興・観光担当	0556-45-2516
身延町	観光課 観光商工担当	0556-62-1116
南部町	総務課 総務係	0556-66-3401
富士川町	産業振興課 商工観光担当	0556-22-7202
昭和町	企画財政課 企画情報係	055-275-8154
道志村	産業振興課 商工観光担当	0554-52-2114
西桂町	総務課 総務係	0555-25-2121
忍野村	観光産業課 商工観光係	0555-84-7794
山中湖村	観光産業課 産業振興係	0555-62-9978
鳴沢村	企画課 商工観光係	0555-85-2312
富士河口湖町	政策企画課 広報統計係	0555-72-1129
小菅村	総務課 消費者行政担当	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課 消費者行政担当	0428-88-0211

※その他の市町村でも相談を受けています。

■ 司法書士について ■

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。